最終更新日：2020年6月26日

イフジ産業株式会社
代表取締役社長　藤井　宗徳
問合せ先：取締役総務部長　原　　敬
証券コード：2924
http://www.ifuji.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、株主から託された資本を用いて事業活動を行い、企業価値を増大させることが大きな使命の一つであると考えております。また、当社は公開会社でもあることから、株主の付託に応えることはもちろん、お取引先、地域社会や地域住民の方々、従業員等に対する社会的責任を果たしていくこと、すべての株主について平等に扱うこと、株主の権利行使の環境整備を行うこと、株主との対話を促進することも重要な責務であると考えております。これらの使命や責務を果たしていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が経営の大きな課題であると認識しております。このような認識のもと、当社は、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、月次の業務報告を行い、また、経営上の諸問題を討議し、的確な意思決定並びに業務執行及びその監督・監視ができる体制を構築しております。そのほか、会計上の問題や企業倫理、法令上の問題については、監査法人や顧問弁護士等に随時相談し、法令遵守に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則1－2－4　議決権の電子行使の環境づくりと招集通知の英訳）
現在、当社の株主構成における機関投資家の比率は約5％、海外投資家の比率は1％未満と僅少であるため、議決権の電子行使の採用、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後これらの比率が相当程度上昇した場合は、これらの施策の実施を検討したいと考えております。

（補充原則3－1－2　英語での情報開示）
上述した理由により、海外投資家比率が相当程度上昇した場合に、株主総会招集通知、決算短信等の英語版作成につき検討したいと考えております。

（原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表）
当社では、資本コストや経営資源の配分等を含めた中期経営計画の策定及び進捗管理を行っておりますが、一方、主要商品である液卵の収益構造が、「鶏卵相場」に連動して変動するところが大きく、この環境変化が激しいことに鑑み、中期経営計画は開示しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1－4　政策保有株式）
当社が上場株式を新規に政策保有する場合、または既に政策保有している場合については、取引の経済合理性の観点及び中・長期的な観点から、当社グループの持続的な企業価値向上、事業戦略、取引関係等を十分に勘案し、新規保有や継続保有の適否を判断することとしております。
この方針を踏まえ、当社は、中・長期的な当社グループ企業価値の向上に資するか否かを検証の上、保有意義が希薄化した株式については順次売却します。
また、政策保有株式に係る議決権行使については、提案された議案について株主価値の毀損につながるものでないかを判断した上で適切に議決権を行使することとしており、株主価値が大きく毀損される事態や、社会的不祥事の発生等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

（原則1－7　関連当事者間の取引）
当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）は基本的に行わない方針としております。
また、全取締役及び全監査役に対し、当該取引を把握するため、毎期、調査を行っております。
なお、当社が、役員、支配株主、子会社等関連当事者と取引を行う場合においては、独立社外取締役を擁する取締役会において取引の内容、条件等を慎重に検討することにより、当該取引の適正性を確保することとしております。

（原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社は企業年金基金制度を有していないため、該当事項はありません。

（原則3－1　情報開示の充実）
(i) 経営理念を以下の当社ホームページにおいて開示しております。
http://www.ifuji.co.jp/company/greeting.html
(ii) コーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、本報告書及び有価証券報告書において開示しております。
(iii) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、本報告書及び有価証券報告書において開示しております。
取締役報酬は、役員報酬規程に基づき職務・資格・業績等を勘案した上で独立社外取締役が委員長となる「指名・報酬諮問委員会」において妥当性などについて議論、審議を行い取締役会に答申し、取締役会にて決定します。
(iv) 取締役候補者及び監査役候補者の指名にあたっては、下記(1)～(3)の基準に基づいて、独立社外取締役が委員長となる「指名・報酬諮問委員会」において審議を行い取締役会に答申し、取締役会において決定し指名ます。監査役候補者の決定は、監査役会の同意を得た上で行います。
(1) 社内取締役指名の基準について
・会社の経営理念及び社員心得を体得し、社員の範として実践・指導していける者
・取締役の使命を十分に理解し実践し得る者。即ち、担当業務のみならず経営全般を掌握し、全社的視野から会社の運営・企画にあたる能力のある者

・過去の業務執行状況や勤務状況において、誠心誠意、最善の努力を重ねてきた者
・取締役として従業員及びその家族、株主・取引先等について思いを致すことができる者
・会社の発展を図る立場から適切な意見を述べることができ、取締役会での決定事項については結束して遵守し執行できる者

⑵ 社外取締役指名の基準について
・東京証券取引所の定める独立性基準の要件に合致する者
・経営者等として豊富な経験と知識を有し、独立性・中立性のある者

⑶ 監査役指名の基準について
・常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動できる者
・経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握し、能動的・積極的に意見を述べることができる者

なお、取締役に上記の⑴及び⑵の基準を満たさない客観的、合理的な事由が生じ、取締役の職務の執行を委ねることができないと判断される場合には、取締役会決議により取締役を解任するものとします。

ⅴ）取締役会が上記ⅳを踏まえて取締役候補者・監査役候補者の指名を行う際の、個々の指名についての説明
・各候補者の選任理由及び略歴を株主総会招集通知に記載しております。

（補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲）
取締役会は、最良のコーポレート・ガバナンスの構築を通じて企業理念の実現を目指し、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最良の意思決定を行うこととしております。取締役会は、法令及び定款の遵守に加え、取締役会規程において決議事項として定められた「重要な財産の取得、賃借、譲受、譲渡、及び廃棄、返戻」「重要な使用人の選定及び解任」等の経営上の重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、経営の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、「職務権限規程」において、個々の職務権限基準を詳細に定め、経営陣に対する委任の範囲を明確にしております。

（原則４－８　独立社外取締役の有効な活用）
当社は社外取締役を２名擁しており、これらの者はいずれも、独立性が高く、取締役会において率直・活発で建設的な発言ができる人物として、経営者としての豊富な経験を有する者を選任しております。これらの独立社外取締役は、いずれも東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

（原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
東京証券取引所の定める独立性基準と同一の内容を当社の基準として独立性を判断しております。

（補充原則４－１１－１　取締役会の構成）
当社は、会社の規模、組織構成を考慮して、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる取締役で構成し、その機能が効果的・効率的にできる員数として12名以内としております。社内取締役については、上述の基準に合致する者を選任することとしております。また、社外取締役として、経営者等として豊富な経験と知識を有し、独立性・中立性のある者を２名以上置くこととしております。

（補充原則４－１１－２　取締役・監査役の兼任状況）
当社は、取締役・監査役及びそれらの候補者の重要な兼職状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書において開示しております。社外取締役・社外監査役の当社グループ外における兼職の状況は合理的な範囲内にとどまっており、当社役員としての職責を果たす上で問題ないと判断しております。社内取締役については、当社グループ外における重要な兼職はありません。

（補充原則４－１１－３　取締役会の評価）
当社取締役会は、取締役会の実効性を高めるとともに、企業価値の更なる向上を図ることを目的として、取締役会評価を実施しております。2019年度に係る評価結果の概要は以下のとおりです。

⑴ 評価の方法について
全取締役・全監査役に対し、取締役会の実効性に関する全25項目の質問票を無記名方式により配付し、全員から回答を得ました。

⑵ 評価結果の概要
回答内容について取締役会で議論した結果、当社の取締役会の実効性は総じて確保されており、議論の場として充実・深化を重ねていると評価しております。一方、重要案件の審議の充実のための事前検討・審議時間の十分な確保や、活発な議論を促すための運営方法・議事進行の合理化などについて、更なる工夫・改善を図るための建設的な意見が示されました。また、多様性等の観点からの取締役会の構成や、取締役会を支える体制等についても向上を図っていくべきと判断しております。

⑶ 今後の対応
今回の評価結果で各役員から提示された多様な意見を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上の施策に取り組んでまいります。

（補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
取締役は、金融機関・証券会社・監査法人・日本監査役協会等が主催する研修会・セミナー等に積極的に参加することとしております。
監査役は、監査役としての資質の向上や監査内容の向上のため、日本監査役協会に登録し、同協会主催の研修会や会員による自主運営の実務部会等への積極的な参加を行っているほか、日本公認会計士協会との意見交換会にも出席しております。
また、取締役・監査役からの要望を踏まえ、随時研修を企画し実施しております。
新任の取締役及び監査役については、自らに課せられた役員としての責務を十分に果たせるよう、外部主催による新任役員セミナー等への参加等に加え、当社を取り巻く業界の情報、企業内容、経営理念、経営計画、経営状況及び各種の当社規程類等、その役割と責務を果たす上で必要な情報を提供することとしております。

（原則５－１　株主との建設的な対応に関する方針）
総務部経理課をIR担当部署としており、その担当役員をIR担当役員としております。
株主や投資家に対しては、個人投資家向け説明会を年数回実施しております。
また、第２四半期決算及び通期決算発表時に、日本証券アナリスト協会主催による証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会を行っております。それらの結果は、IR担当取締役が取締役会及びその他の重要会議においてフィードバックしております。
これらの対話の際には、決算説明会やスモールミーティング等の形式を問わず、金融商品取引法や社内規程に基づく内部者取引規制やフェア・ディスクロージャー制度の観点から、重要情報の管理に十分留意しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤井　宗徳	1,179,010	14.48
宇高　紫乃	689,960	8.47
藤井　智徳	543,810	6.68
株式会社福岡銀行	394,850	4.85
宇高　真一	390,000	4.79
宇高　和真	387,300	4.76
藤井　将徳	362,550	4.45
藤井　泰子	271,765	3.34
宇高　悠真	254,400	3.12
藤井　徳夫	240,175	2.95

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記の「外国人株式保有比率」及び「大株主の状況」の記載は、2020年3月31日現在のものであり、「割合」は自己株式を控除して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川原　正孝	他の会社の出身者								○			
中川　正裕	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

川原　正孝	○	川原正孝氏は、現在、株式会社ふくやの代表取締役会長を務めております。	永年にわたり、福岡県を代表する食品会社である株式会社ふくやの経営者（1997年1月より代表取締役社長、2017年4月より代表取締役会長）を務めており、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。これを基に、当社の経営を監督するとともに、経営全般に対する助言を行うことにより、企業統治体制強化に寄与するため、取締役会の諮問機関である指名･報酬諮問委員会への諮問を経て、社外取締役として選任しており、また独立役員として東京証券取引所に届け出ております。 なお、株式会社ふくやと当社の間には当社製品売買の取引がありますが、その取引額は年額50万円未満、当社売上高の0.1%未満と僅少であり、またその取引条件は通常と同様の内容です。従って、同氏は制約を受けることなく独立社外取締役として客観的な立場から業務を遂行できると判断しております。
中川　正裕	○	―――	銀行･事業会社等、幅広い業種の企業経営や経済団体への参画に基づく豊富な経験と高い見識を有しております。企業経営者としての視点から、当社の経営全般に対する助言を行うことにより、企業統治体制強化に寄与するため、取締役会の諮問機関である指名･報酬諮問委員会への諮問を経て、社外取締役として選任しており、また独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

「指名･報酬諮問委員会」は、取締役会から諮問を受ける任意の委員会です。
取締役会からの諮問に応じて、以下の事項について審議の上、その内容を取締役会に答申･報告します。
（主な審議項目）
･取締役の選解任に関する基本方針
･取締役の選任及び解任に関する事項
･代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する事項
･代表取締役社長の後継者プランに関する事項
･取締役の報酬に関する基本方針
･取締役の報酬等の内容

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を開催し、監査計画、四半期レビュー結果報告及び期末監査結果報告等についての意見交換、情報交換を行うことで相互の連携を高め、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

また監査役は、内部監査室と監査計画等について協議するとともに、適宜情報交換を行い、内部監査の効率化と相互の連携強化を図っております。また、内部監査室が実施する監査にも立会い、当社各部の業務執行状況について確認を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高宮　哲郎	他の会社の出身者										△			
近藤　隆志	他の会社の出身者													
酒井　善浩	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高宮　哲郎	○	高宮哲郎氏は、2008年6月まで、前田証券株式会社（現 ＦＦＧ証券株式会社）の業務執行者を務めた経歴を有しております。	銀行や証券会社での豊富な業務経験や幅広い見識を有しております。これを基に、当社の監査体制強化に活かすため社外監査役として選任しており、また独立役員として東京証券取引所に届け出ております。 なお、前田証券株式会社（現 ＦＦＧ証券株式会社）は当社の幹事証券ですが、同社と当社との取引は現在ありません。従って、同氏は制約を受けることなく社外監査役として客観的な立場から業務を遂行できると判断しております。
近藤　隆志	○	―――	大手電機機器メーカーにおいて専務取締役を務めた経歴を有しており、豊富な知識や経験等を当社の経営全般に活かすため社外監査役として選任しており、また独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
酒井　善浩	○	―――	政府系金融機関での長年の融資業務における企業への指導助言の経験や、中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する知識が深く、経営全般のアドバイスを得るため社外監査役として選任しており、また独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

[独立役員関係]

独立役員の人数更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役（2名）および社外監査役（3名）は全員が東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社はその全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2020年6月25日開催の第48期定時株主総会の決議に基づき、社外取締役会を除く取締役を対象として、中長期インセンティブとして「譲渡制限付株式報酬制度」を導入しております。
なお、同制度の概要については、有価証券報告書において開示しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期に支給した取締役の報酬等の内容は以下のとおりです。
取締役（社外取締役を除く。）　6名　167百万円
監査役（社外監査役を除く。）　－名　－百万円
社外役員　5名　13百万円
（注）1　取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役に対する給与相当額は含まれておりません。
2　上記のほか、退任した取締役1名に対し、退職慰労金4百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬については、透明性・客観性を備えた設計をし、適切なプロセスを経て決定されるように役員報酬規程に定めております。
取締役報酬の決定については、独立社外取締役が委員長となる指名・報酬諮問委員会からの答申を受け、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定します。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、独立かつ客観的な立場から役員報酬制度の在り方を含めた報酬体系及び報酬額の妥当性について審議し、取締役会に答申しております。
取締役の報酬等は、固定報酬と変動報酬で構成しており、変動報酬は、賞与及び譲渡制限付株式報酬です。ただし、社外取締役については固定報酬としての月例報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。
固定報酬及び賞与については、2012年6月27日開催の定時株主総会決議により取締役報酬限度額を年額300百万円以内としております。また、譲渡制限付株式報酬については、2020年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として新たに導入しました。社外取締役を除く取締役に対し年額60百万円以内、株式総数年80,000株以内としております。
取締役の固定報酬については、個々の役位等に基づく報酬額を設けております。
取締役の変動報酬については、当社の持続的成長と長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブが機能するように短期インセンティブ報酬として賞与を、中長期インセンティブとして株式報酬を適切な割合にて設定できるよう、固定報酬額の割合を1としたときに、短期インセンティブ報酬の支給額は0～3分の2、中長期インセンティブ報酬の支給額は0～3分の1の範囲で変動するものとしております。評価指標は、連結経常利益を採用しており、原則として、公表された連結経常利益予想の75%未満の場合はいずれも支給しません。
なお、取締役及び監査役の報酬等の算定方法の決定に関する方針は、有価証券報告書においても開示しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従の担当者やセクションは配置しておりませんが、取締役会の事前連絡は主に総務部が行い、調査依頼事項については、主に内部監査室がその業務と併せて行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会
取締役会は、7名の取締役で構成されており、定時取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催する

こととしております。
取締役会においては、各取締役の業務執行状況等について報告を行っており、また、経営上の課題について役員各自がそれぞれの意見を述べ、それを踏まえて処置や方針等について決定しております。また、取締役会には監査役全員が出席し、経営状況について監視が行われております。
なお、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役の職務の遂行にあたり善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 事業部長会議
事業部長会議は年11回開催しております。
事業部長会議においては、各事業部長が、業務の状況について報告し、役員を含む出席者がその報告に対し理由や経過について意見や質問を述べるとともに、事業の戦略等を決定しております。

(3) 監査役体制
当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、全員社外監査役です。
また、監査役会は、原則として毎月1回開催するとともに、取締役会において取締役の業務執行を監視できる体制を確立しており、社外者の視点を含めた立場からの適切なアドバイスを適宜行っております。
監査役のうち1名は、長年の金融機関業務の中で多くの財務内容を審査してきた経験からリスク管理に関する相当程度の知見を有しており、加えて、証券会社においてコンプライアンス担当役員を務めた経験がありコンプライアンス管理に関しても相当程度の知見を有しております。1名は、長年の大手電機機器メーカーにおいて専務取締役を務めた経歴を持ち、企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。1名は、政府系金融機関での長年の融資業務における企業への指導助言の経験や、中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役監査においては、監査役が監査計画に基づき業務監査、会計監査を行い、業務の適正性等を監査しております。
なお、当社は各社外監査役との間で、上述の社外取締役との間で締結しているものと同様の内容の責任限定契約を締結しております。

(4) 内部監査
内部監査につきましては、社長直属の内部監査室(1名)を設置し、業務の適正な運営、改善、効率化を図ることを目的として、監査計画に基づき内部監査を実施しており、適宜各部門に対する改善指導と社長に対する報告書の提出を行い、各部門はそれを受けて前向きに業務改善に取り組んでおります。当該計画及び報告書の内容については、取締役会において報告しております。

(5) 会計監査人
会計監査人は、当社とは利害関係のない有限責任監査法人トーマツを選任し、公正不偏な立場から、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。同監査法人は、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置が取られております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会制度採用会社であり、経営の効率化、意思決定の迅速化及び経営監督機能を考慮し、現在の体制を採用しております。
取締役は、社内取締役5名、社外取締役2名で、社内取締役は取締役会出席に加え、随時に取締役間での情報・意見の交換を行い、円滑な業務執行と取締役間の執行監視を行っております。社外取締役は独立的な立場から取締役の業務執行について厳正な監視や提言を行っており、経営の透明性及び企業統治体制の強化を図っております。
また、取締役の指名および報酬に関し、取締役会の機能の独立性・客観性等を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。
監査役は全員社外監査役であり、取締役会には監査役全員が出席し、経営状況についての監視が行われております。また、事業部長会議には常勤監査役及び非常勤監査役1名が出席し、豊富な知識経験をもとに独立した立場から取締役等の業務執行について厳正な監視や提言を行っております。
以上のことから、当社が採用している現状の体制においては、十分な企業統治が図られていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会議案に対する株主の考慮期間を十分に確保する観点から、実務上可能な範囲において早期の発送を行うこととしております。2020年３月期に係る第48期定時株主総会の招集通知は、2020年６月８日に発送しました。これは、法定期限である2020年６月10日より２日早期であるほか、昨年に比べ１日早い発送となっております。
集中日を回避した株主総会の設定	出席株主の便宜を考慮し集中日を避けて開催しております。第48期定時株主総会については、2020年６月25日に開催しました。
その他	株主総会招集通知は、「発送前早期開示」として、開催日の３週間前に東京証券取引所への開示及び当社ホームページへの掲載を実施しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は、当社のIR活動の一環としてできる限り行うこととしております。2020年３月期は東京で１回、大阪で１回、福岡で１回の合計３回開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算と第２四半期決算の発表時に、日本証券アナリスト協会の主催による決算説明会を開催することとしております。ただし、2020年３月期通期決算発表時においては、新型コロナウイルス感染拡大の問題に対応し、やむを得ず開催を中止しました。 また、機関投資家への訪問や取材対応を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「投資家情報」のページを設け、決算短信をはじめとした適時開示資料、有価証券報告書や四半期報告書、株主通信（中間・期末の年２回）、株主総会招集通知、株主優待等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当しております。担当役員は取締役経営企画部長です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「経営理念」及び「企業活動の基本方針と行動指針（私たちの行動基準）」において、取引先、従業員及び株主をはじめとするステークホルダーに対する行動について定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「IRに関する活動状況」に記載した方針に基づき、当社ホームページを活用して情報提供しております。 また、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を行うのみならず、投資家の投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等にかつ適切に入手できるよう努めております。

その他	【株主優待制度について】 全国たまご商業協同組合が発行する「たまごギフト券」を、毎年9月30日及び3月31日現在の株主に対して以下の基準により贈呈します。 （贈呈基準） 株式数100株以上1,000株未満 一回につき一律300円（100円券×3枚） 株式数1,000株以上 一回につき一律1,200円（100円券×12枚） （利用方法） 全国の主な百貨店及びスーパー等で卵を購入する際に利用できます。 （有効期限） 発行年度を含む3年度目の3月31日まで

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針について、下記のとおり決議しております。

1）事業の運営の基本方針
当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は以下のとおりとする。
［経営理念］
わが社は、高い倫理観を保ち、浮利を追わず、質実剛健と先憂後楽の社風を確立して、社業の発展に努め、以って、取引先、従業員並びに株主に対する企業責任を全うし、社会に貢献することを旨とする。

2）当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（1）当社並びに子会社の取締役及び使用人が、法令・定款・当社の経営理念及び社会規範を準拠した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、「企業活動の基本方針と行動指針　～私たちの行動基準～」を制定し、その活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体が高い倫理観を維持・向上するよう積極的に取り組む。
（2）代表取締役社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の事業に関する法令・定款等の遵守状況について定期的な監査を行い、その結果を同委員会に報告するものとし、必要な場合は、本社及び各事業部並びに子会社に是正等を命じる。
（3）当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

3）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役は、その職務の執行に係る情報については、法令及び当社の文書管理規程、文書整理及び保存規程、個人情報保護規程に基づき、これを適切に保存し、管理する。
（2）取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧できる。

4）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）リスク管理に関する体制を整備するため、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
（2）同委員会の下部組織として、営業、製造、購買、経営、子会社の各部会を設置し、部会ごとに配置されたリスクマネジメント推進者を中心として、現状の問題点や将来発生が予測されるリスクについて分析・評価を行い、優先順位を明確にして対策を策定する。
（3）各部会の構成員は、それぞれの所属する事業部または子会社において日常のリスク管理や業務を通してリスクの教育研修活動を行う。
（4）内部監査室は、各部門等におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、必要に応じてその結果を同委員会に報告し、同委員会は必要に応じて是正勧告を行う。

5）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社の取締役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じ適宜開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、各取締役は担当業務に関する執行状況を取締役会において報告する。
（2）当社の取締役は、取締役会規程等の社内規則に基づく職務権限および意思決定のルールにより取締役の職務の役割分担、責任・権限を明確にし、適正かつ効率的に職務執行を行う。

6）当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社に関する管理基準を関係会社管理規程に定め、企業集団の業務の適正化に努める。
（2）子会社の経営については、当社取締役または幹部社員を取締役として派遣し、事業内容の定期的な報告や重要案件については事前協議を行うなど、当社の業務方針に沿った業務執行を行うとともに、業務執行を監督する。
（3）当社グループは、規模・事業特性に応じた内部統制システムを構築し、その適切な運用により財務報告の信頼性を確保する。

7）当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議の上で使用人を配置する。
（2）監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有する。
（3）監査役を補助すべき使用人の人事に関する事項については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

8）当社の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
（1）当社グループの取締役及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告する。
（2）監査役は、必要に応じて随時、取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、取締役及び使用人は、これに迅速・的確に対応する。
（3）当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとする。

9）当社の監査役の職務の遂行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の遂行によって生じる費用及び債務並びにそれらの処理について、当該費用が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに支払うものとする。

10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図る。
⑵ 監査役は、取締役会のほか、取締役の重要な職務執行を審議する会議に出席することができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動の基本方針と行動指針」を定めております。その中で、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを明示しており、反社会的勢力とは一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを役職員一同常に意識して行動しております。

反社会的勢力の排除については、対応部署を総務部とし、企業防衛対策協議会に参画し情報収集するとともに、警察や顧問弁護士と緊密な連携を図り、組織的に対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、内部情報に関する管理基準等を定め、「金融商品取引法」に違反する内部者取引（インサイダー取引）を未然に防止することを目的とする「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を制定しております。

株主・投資家各位の投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報等が発生した場合は、総務部において金融商品取引法および東京証券取引所が定める適時開示規則に従い、TDnetを用いて適時開示を行うほか、当社ホームページ上にも適時開示後速やかに、当該資料を掲載します。

また、適時開示規則の開示基準に該当しない情報であっても、株主・投資家各位に当社理解に資すると判断される情報については、公正性、継続性に留意し、迅速かつ積極的な情報開示に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制図

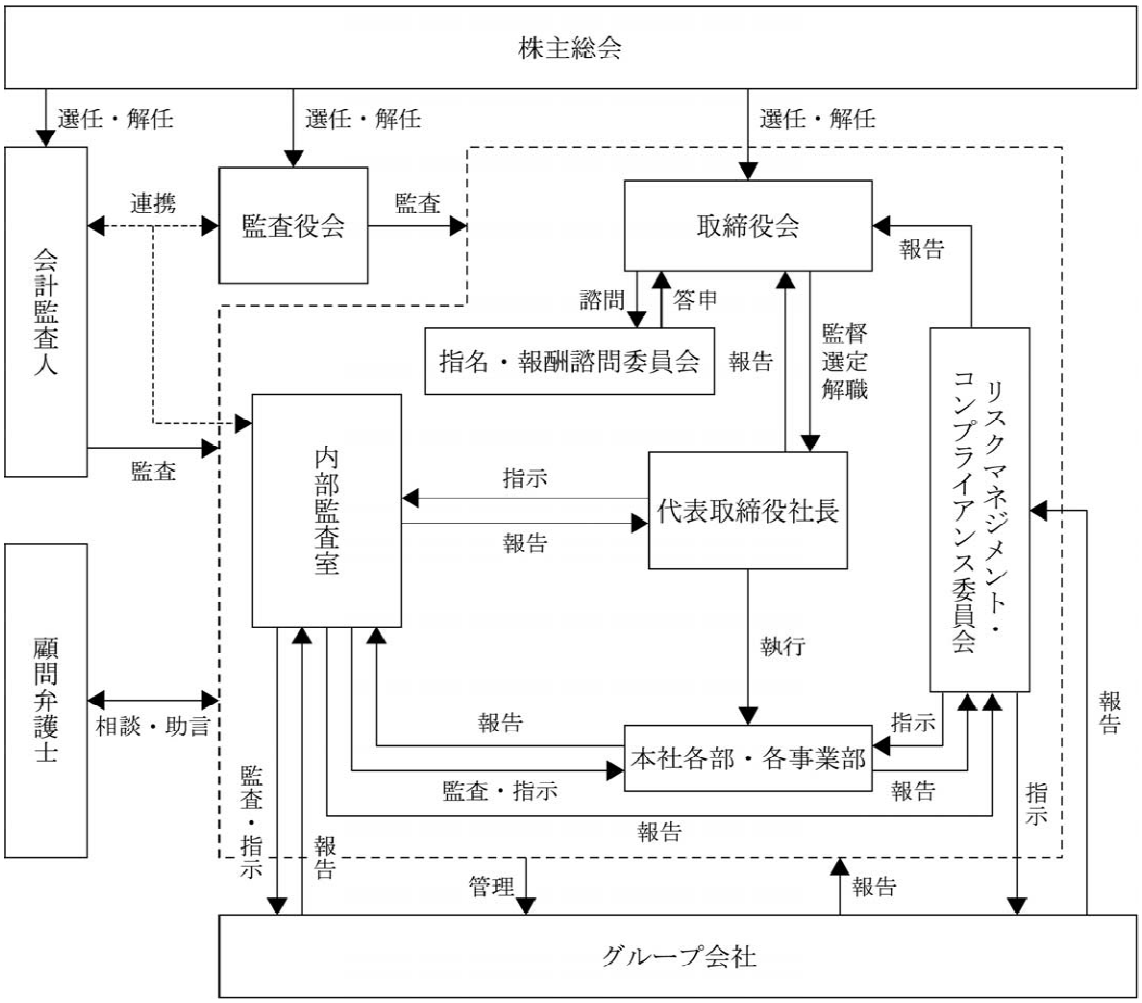

適時開示体制の概要（模式図）

